

平成 29 年 4 月 28 日

「第一種奨学金（長期派遣給付者対象）」の  
貸与を受ける奨学生の皆さんへ

独立行政法人 日本学生支援機構

「第一種奨学金（長期派遣給付者対象）」の奨学生を対象とした  
「特に優れた業績による返還免除制度」のご案内

日本学生支援機構の「第一種奨学金（長期派遣給付者対象）」の奨学生を対象とした返還免除制度「特に優れた業績による返還免除」について、平成 29 年度に係る募集概要が決まりましたのでご案内いたします。

つきましては、別紙の内容をご確認のうえ、貸与期間中に特に優れた業績を挙げ、返還免除の申請を希望される場合は、本機構までお申込みください。

なお、本奨学金は、平成 27 年度から名称を「第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）」としており、本通知及び様式等において全て新名称を記載していますが、各種手続きには何ら支障がございませんのでご了承のほどお願いいたします。

また、今回ご案内する日程等は、平成 29 年度中に貸与期間が終了する方を対象とするものです。平成 30 年 4 月以降に貸与期間が終了する方については、貸与期間が終了する年度における返還免除の申請対象となるため、今年度の手続きは不要です。次年度以降の募集日程等は、改めて該当者に通知します。

本通知は、奨学生の国内連絡先にお送りしています。国内連絡先となっている方におかれましては、本件について奨学生本人にお知らせいただくようお願いいたします。

※「特に優れた業績による返還免除」

「特に優れた業績による返還免除」は、本機構の第一種奨学金の貸与を受けた大学院生であって、在学中に特に優れた業績を挙げた者として本機構が認定した場合には、貸与期間が終了するときに奨学金の全部または一部の返還が免除される制度です。

（返還免除に関する問合せ先）

独立行政法人日本学生支援機構貸与・給付部返還免除課

〒162 - 8412 東京都新宿区市谷本村町 10 - 7

T E L : 03-6743-6044（日本時間午前 8 時 30 分～午後 6 時）

## 特に優れた業績による返還免除について（募集概要）

**【注意】**以下に記載する内容は、平成 29 年度中に貸与期間が終了する方向けの内容となります。平成 30 年 4 月以降に貸与が終了する方は、参考としてご覧ください。

### 1. 制度概要

「特に優れた業績による返還免除」は、本機構の第一種奨学金の貸与を受けた大学院生であって、在学中に特に優れた業績を挙げた者として本機構が認定した場合には、貸与期間が終了するときに奨学金の全部または一部の返還が免除される制度です。

### 2. 申込対象

第一種奨学金（長期派遣給付者対象）又は第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）の貸与を受け、平成 29 年度中に貸与が終了した方

※長期派遣給付者対象及び海外大学院学位取得型対象の本奨学金は、海外留学支援制度の給付を受けてもなお、経済的支援を必要とする学生に貸与するものです。

※平成 29 年度中の貸与終了者とは、奨学金の交付が平成 29 年 4 月分～平成 30 年 3 月分の間で終了した方です。

※申込後、本機構に設置する委員会の議を経て推薦される数は、申込者全体の 30%以内となります。したがって申し込みをしても委員会において選考の結果、推薦されないことがありますので、予めご承知おき願います。

また、全体の推薦者の状況によっては、予算の関係上、免除認定とならない場合がありますことも併せてご承知おき願います。

### 3. 申請手続き等

(1) 申請書類（別紙「第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）特に優れた業績による返還免除申請にあたっての留意点」を必ずお読みください。）

ア. 「第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）平成 29 年度業績優秀者返還免除申請書」（「様式 1-1 表 1」・「様式 1-1 裏」）

イ. 「大学院における研究課題等」・「特に優れた業績の要旨」（様式 1-1 表 2）

ウ. 「指導教員等の推薦書」（様式 1-2）

エ. 成績証明書

オ. 第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）特に優れた業績による返還免除申請に係る提出資料一覧（別添）

カ. 貸与期間中に特に優れた業績を挙げたことを証明する資料

※上記のうち申請書類関係（ア. イ. ウ. オ）は、本機構ホームページからダウンロードすることができます。

[http://www.jasso.go.jp/shogakukin/taiyochu/gyouseki\\_menjo.html](http://www.jasso.go.jp/shogakukin/taiyochu/gyouseki_menjo.html)

(2) 上記(1)の申請に必要な書類の必要部数

	申請書類	部数
ア	第一種奨学金(海外大学院学位取得型対象)平成29年度業績優秀者返還免除申請書(様式1-1)【表裏両面】	原本1・写し7
イ	「大学院における研究課題等」・「特に優れた業績の要旨」(様式1-1)【表面】	原本1・写し7
ウ	指導教員等の推薦書(様式1-2)【表面】	原本1
エ	成績証明書	原本1・写し7
オ	第一種奨学金(海外大学院学位取得型対象)特に優れた業績による返還免除申請に係る提出資料一覧	原本1・写し7
カ	貸与期間中に特に優れた業績を挙げたことを証明する資料	各写し8

(注) 一旦受理した書類に不備、訂正等があった場合でも、書類の追加提出または差し替え等は一切認められませんのでご注意ください。

(3) 申請期限(日本時間)

平成30年2月28日(水)本機構必着

但し、平成30年3月分まで奨学金を受理後、辞退等により平成29年度中に貸与期間が終了する方のみ、申請書類の提出期限(本機構必着)は平成30年3月23日(金)とします。

※申請期限を超えた場合、いかなる理由があっても申請は受け付けませんので、予めご留意ください。

※平成29年度中に貸与期間が終了した方が返還免除の申請を行わない場合、平成30年度以降において返還免除の申請機会はありませんので予めご承知おき願います。

(4) 申請書類の提出先及び問合せ先

〒162-8412 東京都新宿区市谷本村町10-7

独立行政法人日本学生支援機構貸与・給付部返還免除課

TEL: 03-6743-6044 (日本時間午前8時30分~午後6時)

※簡易書留等の授受の記録が残る配達手段により、提出してください。

## 4. 返還免除者の認定時期及び認定区分

(1) 認定時期

本機構で「業績優秀者奨学金返還免除認定委員会」を開催し返還免除者を認定した後、返還免除結果について、申請された方全員の国内連絡先のご住所へ、平成30年6月下旬(予定)に文書でお知らせします。なお、通知前の個々の免除可否照会は受け付けません。

また、選考経過等に関する照会には応じられません。

(2) 返還免除認定の区分

返還免除者のうち、上位3分の1以内の方は全額免除、それ以外の方は半額免除となります。

## 5. その他

- (1) 申請方法及び書類の提出等にあたっては、本通知文、同封の「第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）特に優れた業績による返還免除申請にあたっての留意点」、「返還のてびき」及び本機構ホームページ等を参照し、間違いのないようお願いします。
- (2) 提出された書類は一切返却しません。
- (3) 本制度運用の改善に資するため、返還免除者については免除認定直後に「進路状況等の調査」を行うことがありますので、その際にご協力をお願いいたします。  
また、「第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）平成 29 年度業績優秀者返還免除申請書」の表面の申請欄に記載したとおり、返還免除認定時からある程度の年数経過後、本人の現況等調査への協力についてお願いする場合があります。
- (4) 平成 29 年度途中に貸与が終了する方（満期・辞退・退学等）については、免除の認定結果が出る前に返還期日が到来する場合があります。返還免除を希望する方は、認定結果が確定するまでの間、振替用口座（リレー口座）から返還が始まらないよう、返還期日が到来する前に「奨学金返還期限猶予願」（貸与終了の際に送付される「返還のてびき」又は機構ホームページを参照）を本機構返還免除課宛（上記 3.（4）参照）へ授受の記録が残る配達手段により提出してください。  
提出により、貸与が終了した月の翌年度の 9 月末までの期間、返還期限を猶予します。
- (5) 返還免除の認定に関わらず、必ず振替用口座（リレー口座）への加入手続きをしてください。
- (6) 申請書類の記載方法等について不明な点があれば、本機構返還免除課（上記 3.（4）参照）へ相談をしてください。
- (7) 提出された個人情報、本制度実施のために利用されます。大学、在外公館、行政機関、公益法人等に対し、必要に応じて提供され、その他の目的には利用されません。